

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 28日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県富士市久沢1-1-2

氏名 富士共和製紙株式会社

井出 篤志

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0545 - 71 - 1400

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称			
事業場の所在地	静岡県	富士市	久沢1-1-2
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		

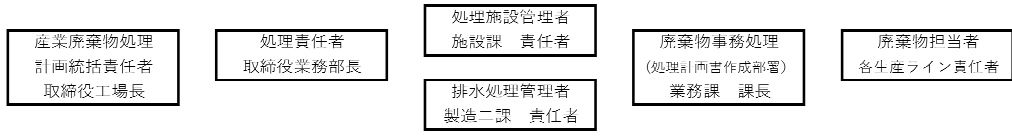
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	パルプ・紙・紙加工品製造業
② 事業の規模	年商27億円
③ 従業員数	90名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物処理計画統括責任者 … 廃棄物に係る総括的な把握。廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認。社内各種会議の議長。社内・関係会社に対する教育・研修の実施。

処理責任者 … 各記録関係のチェックと長期的処理計画の策定。

廃棄物管理担当 … 廃棄物処理の発注量及び施設・置場の管理。収集・運搬業者への作業内容指示及び監視。廃棄物管理状況の把握。改善策の検討。

排水処理管理 … 中間処理施設の脱水率の記録・管理。

処理施設管理 … 中間処理施設の維持管理。関連施設の補修・修理業者の手配。

廃棄物事務処理 … 行政機関への報告。処理計画書の作成。処理量の記録管理。処理業者、再生利用業者の調査選定。(産業廃棄物処理計画書作成) 委託契約の締結。適正処理費のチェック。マニフェストの発行・管理。廃棄物処理委託先の実地確認。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
①現状	汚泥（泥状のもの）	6,625.000 t
	廃プラスチック類	52.250 t
	安定型混合廃棄物	1.410 t
	紙くず	4.920 t
	木くず	15.820 t
	(これまでに実施した取組) 工程毎に発生するものの把握。社内で再利用できるもの、不可能なものを分別する。次段階で社外において再生可能なものか否かを分別する。それらを定められた場所に保管し委託業者へ引き渡す。	
	②計画	【目標】
産業廃棄物の種類		排出量
汚泥（泥状のもの）		6,300.000 t
廃プラスチック類		51.000 t
安定型混合廃棄物		1.000 t
紙くず		4.500 t
木くず		15.000 t
(今後実施する予定の取組)		

		従来から実施してきた取り組みを強化し分別を徹底し減量化を図る。 汚泥（ペーパースラッジ）は脱水設備を更新する予定。
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状		（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃プラスチック類の一部は古紙として再原料化する為、分別している。 木製パレットを社内で再加工して使用。木くずの発生を抑制している。
②計画		（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引き続き現状での取り組みを強化する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
	廃プラスチック類	28.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組) ペットフィルムが付着した紙を再原料化している。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量
	廃プラスチック類	30.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組) 処理設備を効率的に稼働させるよう計画。処理量を増やせるように取り組む。	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	5,386.000 t
	廃プラスチック類	0.000 t	28.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		

	汚泥（ペーパースラッジ）の水分の管理を実施している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	5,120.000 t
	廃プラスチック類	0.000 t	30.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
	（今後実施する予定の取組） 汚泥（ペーパースラッジ）の脱水設備の更新を予定している。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和 5年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)
	汚泥（泥状のもの）	0.000	0.000	0.000	0.000

①現状	廃プラスチック類	0.000	4.540	0.000	0.000	24.250
	安定型混合廃棄物	1.410	0.000	0.000	0.000	1.410
	紙くず	0.000	0.000	0.000	0.000	4.920
	木くず	0.000	0.000	0.000	0.000	15.820
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>工程ごとに発生するものを把握する。社内で再原料化できるもの不可能なものを分別する。社外で再生可能なものか否か分別する。それらを定められた場所に保管し委託業者に引き渡す。</p>					

		【目標】					
		産業廃棄物の種類	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画			①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
		汚泥（泥状のもの）	0.000	0.000	0.000	0.000	1,178.000
		廃プラスチック類	0.000	10.000	0.000	0.000	21.000
		安定型混合廃棄物	1.000	0.000	0.000	0.000	1.000
		紙くず	0.000	4.500	0.000	0.000	4.500
		木くず	0.000	0.000	0.000	0.000	15.000
		(今後実施する予定の取組) 従来からの取り組みを強化。分別の徹底をし減量化に努める。					
※事務処理欄							

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。